

第3次平戸市総合計画策定方針

令和8年5月

長崎県 平戸市

I 第3次平戸市総合計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成30年度から令和9年度を計画期間とする「平戸市未来創造羅針盤（第2次平戸市総合計画）」を策定し、『夢あふれる 未来のまち 平戸』を掲げ、地域の特性や歴史、文化等の資源を活かしたまちづくりを推進しています。

この間、気候変動による自然災害の頻発化、人口減少、物価の上昇等が、市民生活や地域経済に大きな影響を与えています。また、急速なデジタル技術の進展、脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり、多様性のある社会の推進、働き方改革等に伴い、社会のあり方や人々のライフスタイルも大きく変化しつつあります。

こうした中、本市においては、人口減少を喫緊の課題と捉え、「平戸市ずっと住みたいまち創出条例」に基づき、人口減少に歯止めをかけるため、総合戦略事業として、雇用の促進、産業の振興、子育て支援及び定住・移住の促進に資する取組みを推進してきました。しかしながら、人口減少に歯止めをかけるまでには至っていません。

引き続き、市民が幸せに、ずっと住み続けられるまちを築き、次世代に引き継いでいくためには、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するとともに、人口減少の実態を真摯に受け止めたうえで、将来にわたり持続可能な市政運営を行う必要があります。

このことから、長期的展望に立って本市が目指すべき将来の姿や目標人口を示し、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するため、令和10年度から令和19年度までの10年間を計画期間とする「第3次平戸市総合計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ等

- ①総合計画は、本市における最上位の行政運営の計画書であり、全分野の政策の基本指針となるものです。総花的・羅列的なものとするのではなく、事業の優先順位付けや行財政資源の効果的かつ効率的な配分など、中長期的な地域経営の視点を取り入れ、まちの魅力を高めていくものとします。
- ②今後は、人口減少を受け止めるとともに、持続可能なまちづくりを推進し、柔軟な発想で地域課題に対応していくことが大切です。そのため、より効果の高い事業を推進するため、市民、市民団体、企業、行政の協働・連携を促進するものとします。
- ③市民の暮らしに着目し、行政サービスの向上を図ることで、市民の満足度を高めるための施策に重点を置くものとします。

- ④第3期平戸市総合戦略の計画期間が令和7年度から令和9年度となっていることから、次期平戸市総合戦略は第3次平戸市総合計画に包含するものとします。

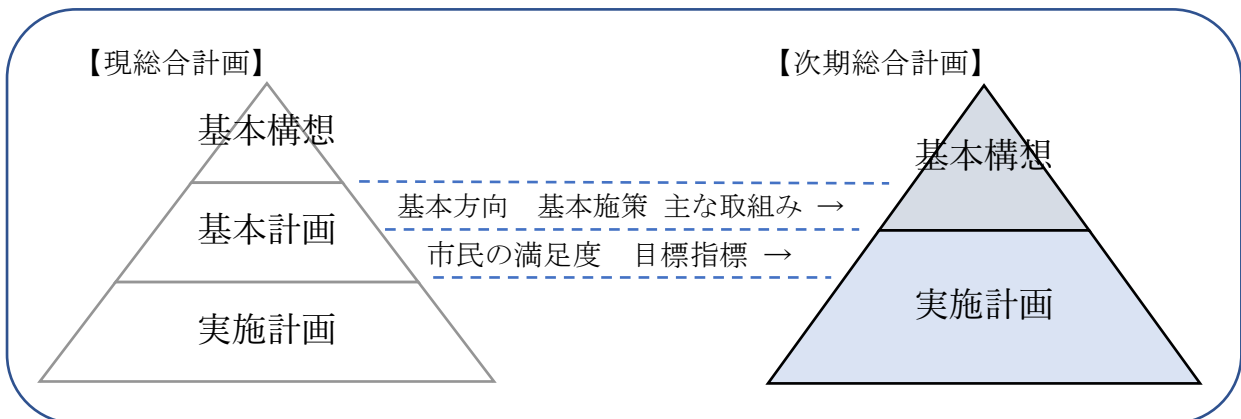
3. 計画の構成・期間

この計画は、平戸市のめざす将来像および施策の大綱等を示した「基本構想」と、財政的な裏付けや社会経済情勢を示しながら、基本構想の実現に向けた具体的な事業を定める「実施計画」で構成します。これにより、市の指針に基づいた、より実効性の高い市政運営を進める計画とします。

基本構想は、計画期間を令和10年度から令和19年度の10年間とし、実施計画については、3年間のローリング方式で毎年更新することとします。

※「基本構想」「実施計画」2層構造への変更

本市が目指す長期的なまちづくりの一貫性と、変化に対する機動的な対応を両立させることと併せて、市民により分かりやすい総合計画を策定します。



4. 計画の策定テーマ

この計画の策定テーマは以下のとおりです。

【策定テーマ】

1. 協働・連携を推進する計画 ～きずなを結ぶ～

- ☆市民の想いを計画に反映し、市民参画が継続するまちづくりを促進
- ☆市民、市民団体、企業、行政が協働・連携した効果的な事業の推進
- ☆若者が住み続けたい、帰りたいと思える郷土愛を育む事業の推進

2.人口減少に対応できる計画 ～ひとと地域を繋ぐ～

- ☆社会情勢の変化や将来展望を踏まえた持続可能なまちづくりの推進
- ☆人口減少における公共施設・交通・医療等の効果的な事業の推進
- ☆移住定住・交流促進による地域活力の創造

3. 明るい未来をつくる計画 ～未来をひらく～

- ☆地方創生による雇用促進、一次産業・観光振興、子育て支援の充実
- ☆豊かな自然や文化・歴史資源を活かしたまちづくりの推進
- ☆誰もが自分らしく暮らし、輝くことができる開かれた社会の推進

5. 計画策定で重視する視点

新総合計画について、以下の視点で策定を進めます。

(1) 共創性

市民誰もが直接参画し、若者や女性等の意見を積極的に取り入れるとともに、市民の参画が継続するまちづくりを促進する計画とします。

(2) 戦略性

社会環境の変化を長期的な展望と広い視野でとらえながら、本市がめざすまちづくりの実現に向けた戦略的な計画とします。

(3) 地域性

これまで育まれてきた本市の特長及び歴史・文化を盛り込み、地域の特性を未来に活かす計画とします。

(4) 実効性

計画の達成状況を計るための指標を各種データ等の根拠に基づき設定するとともに、PDCAサイクルによる進捗管理を徹底し、検証・改善による実効性のある計画とします。

(5) 視認性

データの活用、分かり易い表現の使用及びコンパクトな文量とすることで、目指すべきまちの姿や目標の実現方法が市民にとってわかりやすい計画とします。

Ⅱ 総合計画の策定体制

1. 策定会議等の体制

本計画を策定するにあたり、必要な事項の調整、検討などを行うため、次の策定会議等を設置します。

(1) 総合計画審議会（外部組織）

基本構想起草委員会・審議会専門部会

(2) 企画委員会・検討委員会（庁内組織）

2. 基礎調査等の内容

基礎調査は、計画の策定に係る前提条件として重要なものであり、①将来人口推計、②市民意識調査の結果分析、③市民の声の集約、④統計的現状把握、⑤社会経済動向分析、⑥庁内ヒアリング等を実施し、基礎調査報告書としてとりまとめ、これらの基礎資料を活かし、策定を行います。

① 将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所による推計値を次期人口ビジョンの策定資料として活用します。

② 市民意識調査の結果分析

18歳以上の市民、高校生、中学生を対象にアンケート調査を実施し、市民意識としてとりまとめます。

③ 市民の声の集約

今後、行われるタウンミーティングや各種会議における市民の声を集約します。

④ 統計的現状把握

平戸市の概況などの各種資料、国勢調査等の各種統計および国、県の上位計画や庁内の計画の個別計画により、現状を把握し課題等の抽出を行います。

⑤ 社会経済動向分析

社会経済動向の状況について、総合計画の各分野における平戸市の状況を把握・分析し、計画立案の基礎資料として活用します。

⑥ 庁内ヒアリング

これまで進めてきた行政施策に対する評価・検証や問題・課題を抽出するとともに、本計画策定にあたり考えられる施策を検討・確認します。

■総合計画策定体制図

